

# 広島空港エコエアポート協議会設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 本協議会は、空港内で活動を行う全ての事業者が、環境問題を正しく理解し、問題認識を共有することにより、空港及び空港周辺地域において、環境の保全、及び良好な環境の創造を進める対策を実施する空港、すなわちエコエアポートを実現することを目的として、広島空港エコエアポート協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。ただし、当面は空港本体における環境負荷の低減を推進する分野を所掌する。

## (所掌業務)

第2条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の業務を所掌する。

- (1) 空港環境計画の策定
- (2) 空港環境計画に基づく施策の実施
- (3) 空港環境計画に基づく各施策の達成状況の評価
- (4) 空港環境計画の実施に当たって、関係者に対し必要となる教育及び啓蒙活動
- (5) その他エコエアポートを推進するために必要となる業務

## (構成)

第3条 協議会は別表第1に掲げる委員で構成する。

## (会長ならびに事務局)

第4条 協議会の代表者たる会長は、広島空港事務所長とする。

- 2 会長は、協議会を招集し、議事進行を行う。
- 3 会長は、必要があるときは、協議会に第3条の別表第1に掲げる委員以外の参加を求めることができる。
- 4 協議会の事務局は広島空港事務所 施設課に置く。

## (協議会の運営)

第5条 協議会は、原則年1回開催し、会長が必要と認めたときは適宜開催できるものとする。

## (その他)

第6条 協議会目的遂行のための、新たな委員の加入は協議会の決議によって決定する。現委員の退会もこれに準ずる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員の協議により定める。

附則 この要綱は、平成15年 1月29日から施行する。

## 別表第1 広島空港エコエアポート協議会委員

平成20年4月1日現在

所 属	職 名
関西航空地方气象台広島空港出張所	所長
国土交通省中国地方整備局広島空港建設事務所	専門官
国土交通省中国運輸局交通環境部	環境課長
法務省入国管理局広島空港出張所	所長
財務省神戸税関広島税関支署広島空港出張所	所長
厚生労働省広島検疫所広島空港検疫所支所	支所長
農林水産省神戸植物防疫所広島支所広島空港分室	植物検疫官
農林水産省動物検疫所神戸支所広島空港出張所	所長
第六管区海上保安本部広島航空基地	基地長
広島県土木局空港港湾部空港振興課	課長
(財)空港環境整備協会広島事務所	所長
広島空港ビルディング(株)	事業部長
広島空港給油施設(株)	専務取締役
国際航空給油(株)	所長
マイナミ空港サービス(株)	所長
(株)日本航空インターナショナル広島空港所	所長
全日本空輸(株)広島空港所	所長
(株)ジャルックス広島空港店	店長
リムジンバス管理センター	所長
広島空港タクシー運営協会	会長
国土交通省大阪航空局広島空港事務所	空港長
〃	広域空港管理官
〃	総務課長
〃	施設課長
〃	前任航空管制運航情報官
〃	前任航空管制官
〃	前任航空管制技術官